

## 鳥取県選挙管理委員会告示第12号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年6月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,668
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,227
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,749
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,197
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,761
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,801
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,563
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,626
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,326
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,400
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,702